

令和7年2月10日

質疑・回答書

業務名：葛城市立保育所等保育者派遣業務

上記業務にかかる質問について、下記のとおり回答いたします。

記

番号	質問内容	回答
1	①仕様書 3.就業場所について 各就業先の配属人数をお教えください。	現時点で、各施設での配属人数は決定していません。
2	②仕様書 3.就業場所について 3つの園の内、希望する就業先への派遣は可能でしょうか。	各施設での配属人数には限りがあるため、ご要望に沿えない場合があります。
3	③仕様書 5.就業日 週5日8時間勤務が可能な方が募集の対象でしょうか。 週4日勤務や7.5時間勤務が可能な方の就業は対象外となるのでしょうか。	原則、週5日8時間勤務が可能な方を募集対象としますが、施設側が了承した場合はその限りではありません。
4	③仕様書 10.派遣人数について 契約期間内に保育従事者の確保が1人もかなわず、不履行となった場合、処分の対象となるのでしょうか。	処分の対象とはなりません。
5	③仕様書 17.その他 (1) について 土曜日は月に何回程度勤務となりますでしょうか？ また、土曜日勤務がある週は、同一週にて平日の振替休日となるのでしょうか？	土曜日勤務は、2ヶ月に1回程度と見込んでおります。運動会、生活発表会などの行事がある場合は、さらに増える可能性があります。 振替休日につきましては、原則、同一週にて振り替えされます。 なお、土曜日の開所時間は7:30-14:00であり、勤務時間はこれに準ずるものとします。

6	<p>④仕様書 17.その他 (6) について 駐車場の確保はしないとの記載がございますが、自身で駐車場の確保をした場合、車での通勤は可能でしょうか。またバイクでの通勤は可能でしょうか。</p>	<p>自身で駐車場を確保された場合、自家用車での通勤は可能とします。 また、バイク、自転車での通勤については可能とし、施設に付随する駐輪場を利用していただくことが可能です。ただし、駐輪場には限りがあることをご承知ください。</p>
6	<p>⑤仕様書 17.その他 (8) について 派遣職員が欠勤及び休暇を取得しようとする場合の代替要員ですが、急な欠勤時など、代替要員の確保がかなわなかった場合、処分の対象となるのでしょうか。</p>	<p>基本的には、処分の対象と考えていません。 同様の事象が頻発する場合は、改善を指示する可能性があります。</p>
7	<p>⑥業務内容について 業務内容は担任補助業務という認識でよろしいでしょうか。 また具体的な業務内容をお教えてください。 例1：月案・週案・日案などのカリキュラム作成業務の有無 例2：連絡帳・保育環境整備（清掃）</p>	<p>業務内容は配属される施設、担当する年齢によって異なります。 想定される主な業務内容は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス担任補佐、若しくは、クラス担任</li> <li>・保育記録の作成（保育日誌、個人の記録、連絡帳、シール帳など）</li> <li>・保育環境整備（保育教材の制作、清掃など）</li> <li>・当番勤務（早番・遅番）</li> </ul>